

入院時食事療養費および生活療養費の標準負担額について

令和7年4月1日現在

(1) 入院時食事療養費について

2階、3階東および4階病棟に入院する方と、3階西病棟(療養病棟)に入院する65歳未満の方には、食事代として厚生労働省の定める標準負担額をご負担いただきます。

	対象者の分類	食事療養標準負担額
I	下記のⅡ、Ⅲ、Ⅳのいずれかにも該当しない者	1食につき 510円
Ⅱ	下記のⅢ、Ⅳのいずれかにも該当しない①と② ①指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 ②精神病床1年超入院患者	1食につき 300円
Ⅲ	住民税非課税世帯 【低所得者2】	過去1年間の入院期間が90日以内 1食につき 240円
		過去1年間の入院期間が90日以上 1食につき 190円
Ⅳ	住民税非課税世帯 【低所得者1】	1食につき 110円

(2) 入院時生活療養について

3階西病棟(療養病棟)に入院する65歳以上の方は、介護保険との負担均衡を図るため、食事代および居住費として厚生労働省の定める標準負担額をご負担いただきます。

①「指定難病患者」以外のもの

	対象者の分類	生活療養標準負担額
I	下記のⅡ、Ⅲのいずれかにも該当しない者	1日につき 370円
		1食につき 510円
Ⅱ	住民税非課税世帯 【低所得者2】	1日につき 370円
		1食につき 240円
Ⅲ	住民税非課税世帯 【低所得者1】	1日につき 370円
		医療区分Ⅰ 1食につき 140円
		医療区分Ⅱ・Ⅲ 1食につき 110円

②「指定難病患者」

	対象者の分類	生活療養標準負担額
I	下記のⅡ、Ⅲのいずれかにも該当しない者	1食につき 300円
Ⅱ	住民税非課税世帯 【低所得者2】	1食につき 240円
		1食につき 190円
Ⅲ	住民税非課税世帯 【低所得者1】	1食につき 110円

なお、入院時食事療養費および生活療養費の標準負担額は、高額療養費の対象とはなりません。標準負担額についてご不明な点がある場合には、入退院窓口にお問い合わせください。